

社援発 0325 第 9 号
老発 0325 第 5 号
令和 8 年 3 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について
(生活保護法の一部改正関係)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号。以下「地方分権一括法」という。）のうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の一部改正に係る部分（以下「改正法」という。）については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）」（令和 7 年 5 月 16 日付社援発 0516 第 1 号・老発 0516 第 6 号厚生労働省社会・援護局長・老健局長連名通知。以下「公布通知」という。）にて周知したところである。

今般、令和 8 年 4 月 1 日より改正法及び関係法令として生活保護法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が施行されることから、その趣旨及び改正内容並びに制度運用に当たっての留意事項について下記のとおり通知することとしたので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正法の趣旨及び内容（令和 7 年 5 月 16 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）

公布通知の「第 1 趣旨」及び「第 2 生活保護法の一部改正部分に関する主な内容」において示したとおりであること。

第2 改正省令の趣旨及び内容（令和7年10月15日公布、令和8年4月1日施行）

- 指定介護機関のうち、介護予防・日常生活支援事業者については、名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出の根拠規定が介護保険法ではなく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において定められている。

今般、改正法の施行に当たり、介護予防・日常生活支援事業者について、介護保険法施行規則に規定する各種変更届等の手続と生活保護法上の効果を連動させるため、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）について所要の改正を行った。

具体的には、生活保護法第54条の2第3項に規定する別表第二指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者に限る。）について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号から第6号までの届出があったときは、当該届出に係る事由のうち同法第54条の2第6項において準用する同法第50条の2の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があったものとみなすものとする。

- このほか所要の規定の整備を行う。

第3 制度運用に当たっての留意事項

1 指定介護機関に関する情報共有について

- 生活保護法上の介護機関に関し、地方分権一括法の施行後は、これまでの指定等のみなしに加えて届出もみなしの対象に加わることにより、みなしの対象となる範囲が拡大される。このため、同一の地方公共団体内の生活保護制度所管部局と介護保険制度所管部局の間及び異なる地方公共団体の間において、生活保護法上の介護機関に関する情報が適切に共有されるよう、共有に係る手法等について明確にし、共有しておくことがより一層重要となる。

本制度改正を機に、各都道府県の生活保護制度所管部局と介護保険制度所管部局が中心となり、都道府県ごとに管内市区町村（指定都市及び中核市を含む。）との情報共有方法をあらためて確認し、必要に応じて見直しを行うなど、円滑な施行に向けて準備いただきたいこと。特に介護保険制度所管部局におかれては、生活保護制度所管部局への情報提供に御協力をお願いしたいこと。

- なお、各地方公共団体においては、地域の実情に応じて、例えば、以下のような対応が考えられること。
 - ・ 各都道府県で整備する介護事業所に係るデータベースシステムから出力した事業者リストのデータ等を、各都道府県の介護保険制度所管部局から同都道府県又は管内市町村等の生活保護制度所管部局に定期的に共有する
 - ・ 各都道府県又は市町村等の生活保護制度所管部局担当者が、必要に応じて所在する都道府県の介護保険制度所管部局のシステムを定期的に閲覧し、事業所の指定状況等を確認する

2 指定介護機関に関する情報共有に際しての個人情報保護制度を踏まえた運用

指定介護機関に係る介護保険法に基づく手続のみなしは、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行以後順次その適用範囲が拡大されて現在に至り、各都道府県において適切に制度運用されているところ、今般の地方分権一括法によりその範囲が更に拡大されることに鑑み、個人情報保護制度との関連について以下のとおり対応の考え方を示すので参照されたいこと。

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第61条は、行政機関等は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り個人情報を保有することができ、また、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない旨を定めている。「その利用目的をできる限り特定」とは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨とされている。
- 指定介護機関に係る介護保険法に基づく手続のみなしにおいては、取り扱う具体的な個人情報として、介護保険事業所の代表者や管理者等の氏名等が考えられるところ、介護保険制度所管部局において当該個人情報を保有する際、個人情報保護法第61条第1項に基づき、生活保護制度所管部局における生活保護法に基づく事務の遂行を利用目的の1つとして位置づける（特定する）ことにより、個人情報保護法第69条第1項に基づき、介護保険制度所管部局から生活保護制度所管部局への当該個人情報の共有が可能となる。

利用目的の特定の方法としては、例えば、ホームページ等への利用目的の掲載や、利用目的について内部的に整理したものを内規として文書化しておくといった対応などが考えられる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/251212_koutekibumon_jimutaiau_guide.pdf

3 その他

指定介護機関に係る介護保険法に基づく手続のみなしに関連し、一部、地方公共団体によって運用が異なることが確認される所、今般の地方分権一括法によりその範囲が更に拡大されること、及び今般の地方分権一括法の趣旨が介護事業所及び地方公共団体の事務簡素化であることに鑑み、以下のとおり運用に係る考え方を示すので参照されたいこと。

- 指定介護機関の指定をし、又は変更の届出があったときは、生活保護法第55条の3第1号及び第2号の規定に基づきその旨を告示しなければならないものとされているところ、同号においては指定介護機関に係る介護保険法に基づく

手続のみなしの根拠規定である生活保護法第 54 条の 2 第 2 項が列挙されていないため、指定介護機関としての指定があったものとみなされた介護機関について告示を行う義務はないものと解されるところ、今般、地方分権一括法により新設された同条第 7 項についても同様であること。

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設について、介護保険法に基づく指定の辞退があった場合、その時点において生活保護法に基づく指定も連動して効力が失われ、指定介護機関でなくなるため、その後において、生活保護法に基づく廃止届の提出は不要と解していること。